

郡山市スポーツ推進委員候補者選考基準

平成27年4月1日制定

[文化スポーツ部スポーツ振興課]

(選考基準)

第1条 郡山市スポーツ推進委員設置規則(平成27年4月1日制定)第2条の職務遂行ができる者は、次に掲げるものとする。

- (1) スポーツの競技及び助言指導
- (2) 市民に対するスポーツの高揚
- (3) 市民スポーツ組織の育成及び拡充
- (4) 教育機関及び行政機関の行うスポーツ行事又は事業の協力
- (5) 婦人会、青少年団等の各種団体や職場の体育活動の協力及びその振興
- (6) スポーツ団体の行うスポーツに関する行事又は事業に協力すること
- (7) 前号に掲げるもののほか、市民のスポーツ振興のための指導助言

2 前項に掲げるもののほか、次の要件を満たす者

- (1) 地域活動が熱心で、市主催大会に参加できる者等
- (2) 特に種目競技に秀でる必要はないが、文部省の社会体育指導者付与制度により認定を受けた財団法人日本体育協会公認指導者・レクリエーションに関する指導者及びスポーツ少年団指導者並びにニュースポーツに関する指導者等の資格を有していることが望ましい。
- (3) 地域に信頼があり、スポーツ推進委員相互の円滑を保ち、郡山市教育委員会及び郡山市スポーツ推進委員の統一された方針に協力できる者。
- (4) 学校開放事業に理解があり、協力できる者。

(選考方法)

第2条 候補者は、各公民館長の推薦によるものとする。

(推薦の基準)

第3条 推薦の基準は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 地域の特殊性を考慮し、地区配置人数の適正化を基本とすること
- (2) 女性を積極的に登用すること
- (3) 候補者中、自営業以外は所属する団体の長の承認を得られる者であること
- (4) 年齢は、概ね68歳までの者であること
- (5) 中央・地域事業を問わず相当数の日数の出勤を消化できる者であること
- (6) 教職員の職にあるものは、原則として任命しない

附 則

この選考基準は、平成27年4月1日から適用する。